

14.8.10
第980号

半ヶ月 欠勤達刻 早速十千文ノ一日分ヲ支給ス
尚ホ六ヶ月間経續ノモノハ金格内也ヲ賞トシテ支給ス
五、解雇手当ノ事

勤続一ヶ年未満ハ四ヶ月分以上、一ヶ年ヲ増ス毎ニ添
付月分以上ヲ支給スル事

但シ一ヶ月ハ云々トトシテ計算ノ事 (但シ解雇(二)時
ハトキハ以限リニアラス)

六、貸金支拂ノ事

一、一日ヨリ十四日マテノ貸金ハ十四日ニ支拂ノ事

二、十五日ヨリ月末マテノ貸金ハ月末支拂ノ事

七、昇給ノ事

二年二回トシテ七月、十二月ニ定期昇給ノ事

總務部長



労社第九九三第

大正十四年八月六日

日誌
統計

警視 総監 太田 政弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿

東京警備司令官 殿

社会局長官 長岡隆一郎 殿

京都大阪兵庫愛知岡山

福岡静岡神奈川山梨千葉

福島新潟 各府縣知事 殿

東京地方裁判所検事正 殿